

各事業所
 総務人事幹部社員各位
 健康管理担当幹部社員各位

富士通健康保険組合
 常務理事〔印略〕
 富士通(株)
 健康事業推進統括部長〔印略〕

重症化予防事業の運用について（ご案内）

日頃より、社員の健康保持増進に向けての取り組みにつきましては、種々ご配慮いただき厚くお礼申し上げます。

今般、生活習慣病の重症化予防事業について、代表医療職への早期連携を目的とし、下記の通り運用を変更いたしますのでご確認いただきますようお願いいたします。

また、事業所管理サイトに登録していただいている代表医療職情報に変更があった場合には、各事業所にて速やかに情報を更新していただき、今後も情報更新の漏れがないかどうか、定期的に確認を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 運用変更点

代表医療職への対象者の通知時期について ※フロー図参照

	現状	変更後
対象者が健診受診後	8ヵ月後	6ヵ月後

2. 新運用開始日

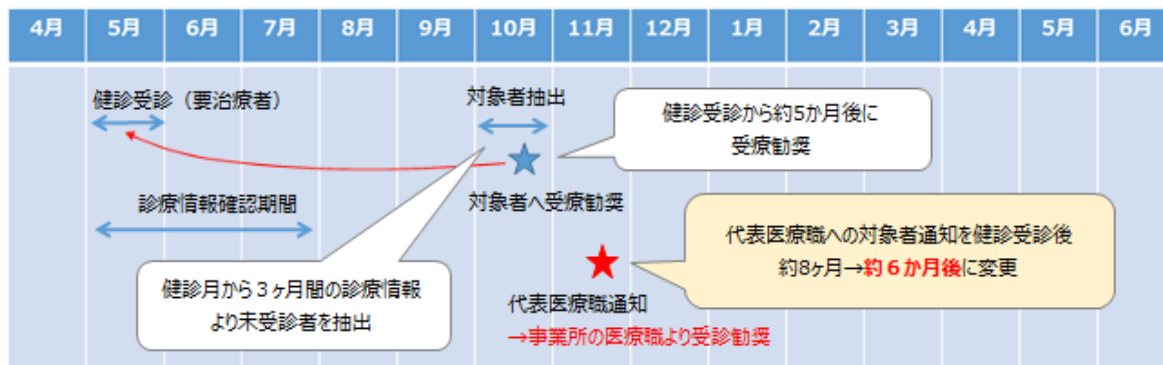
10月本人通知、11月代表医療職通知分より

3. 新運用への移行時期の取り扱い

10月本人通知対象者分より新運用となるため、11月・12月の代表医療職への通知は以下の通り新旧2ヶ月分をまとめて通知します。

代表医療職への通知月	11月		12月	
対象者への通知月	8月 (旧運用)	10月 (新運用)	9月 (旧運用)	11月 (新運用)

【フロー図】



以上

担当:小野田・宮川
 内線:7129-5440・5464
 外線:044-738-3011